

蝦夷代官秋月悌次郎

中 西 達 治

慶応元年（一八六五）七月廿六日、秋月悌次郎は、会津において蝦夷代官に任じられ、西蝦夷舎利に赴くこととなつた。（本稿では、彼の斜里の代官時代について考える。その際、注に当たる部分は、読解の便宜をはかり、本文中に隨時示した。）

「秋月家系図」（本家の「丸山家系図」の内、秋月悌次郎の項）には、

慶応元年（一八六五）乙丑七月廿六日、会津において持席蝦夷地常詰代官仰せ付けられ、格別に貳両貳分御役料下され候事。

慶応元年七月、先生蝦夷代官に任す。時に年四十二、始めて妻を娶る。すなわち家を挙げて西蝦夷舎利に移る。この時彼は初めて妻遠藤美栄を娶り、西蝦夷舎利に赴くこととなつた。

徳田武の『会津藩儒将秋月韋軒伝』「第三章 会津藩公用人」「七 薩長の密約」には、悌次郎の蝶夷代官赴任に関連して、次のような内容の説明がある。

慶応元年六月の頃、薩長の密約が成ったと説く者があるので、悌次郎は薩摩藩邸に小松帶刀を訪問した。朝八時頃から夕方四時頃まで待つたが所用とのことで面会できず、海江田信義が代わりに聞こうといつたがそのまま辞去した。「後日、聞く所では、薩長の密約は、實にこ

の日を以て京都において成ったと言う。小松氏から見れば、必ず言うであろう、「会津の愚、何ぞ其れ迂なるや」と。

これは牧野謙次郎の『維新伝疑史話』四十一「会津の秋月自ら其の迂闊を晒す」に基づいての推論で、このことを回顧して悌次郎は、牧野に「今よりしてこれを思へば、迂なるかな予が輩や。宜なり、薩長の為に一敗して起つこと能はざりしは」といったという。この記事を踏まえて徳田は、

韋軒が京都に在る時に成った薩長の密約というと、慶応元年六月二十四日、西郷隆盛が京都の薩摩藩邸で坂本龍馬らと会見して、長州藩の武器購入を助力する事を約した件くらいしか考えられない。そこで、右の話は、六月二十四日の事であろう、と考えるのである。会津人が迂闊である、というコンプレックスは、終生、韋軒に付き纏うことになった。

と結論づける。その上で、次章「第四章 蝦夷時代」「一 斜里の生活」に

同年、韋軒は貶められて西蝦夷の斜里（現、北海道斜里郡斜里町）の代官となつた。なぜ貶められたのか、詳しい事情は知られないが、「忌む者、往々あり」（『鞅掌録』）という事情と関連しているよう。斜里は、オホーツク海に面して海岸が広がる土地である。ここに入つたのが、九月であつた事は、後掲の詩題が示す。

「家を擧えて舍利に移る」（墓碑銘）というが、妻の遠藤氏や養子の胤浩を伴ったのは、後述するように、蝦夷から帰り、再び上洛する慶応三年の事であつたようである。当時、幕府は蝦夷の地を分割して四藩に与え、標別・舍利（斜里）・紋別は会津藩に行政が委ねられていたという（土屋弘「南摩羽峯先生伝」『環碧樓遺稿』）。葦軒は、その一つの土地で、「蛮民を治め」（「刀史引」）というから、土地の住民を統治していたのである。また、「漁場を設け、草薙を闢く」（「墓碑銘」）というから、要するに開拓を行っていたのである。

と書いている。牧野謙次郎の『維新伝疑史話』を引用して、薩長同盟の成立による会津藩の疎外が彼のコンプレックスの原因という視点や、蝦夷代官任命の理由など俗説を引用していかにも尤もらしい説明になっているが、この言説の前提にある、蝦夷地赴任まで悌次郎が京都で公用方（第三章の章名に「会津藩公用人」とあるのは誤り。）として働いていたと言うことは全くの誤解で、前稿（『会津史談』第九十号「元治元年の秋月悌次郎」）に記したとおり、悌次郎は、禁門の変の際一時上洛したもの、この年三月以降はずっと会津詰めを命じられており、京都にいたという事実は無い。『維新伝疑史話』にいう事件はそもそも彼が再度京都において活動を始めた後のことであり、薩長同盟の成立云々という点に関しては、どの時点でのことか後世の採証として事実かどうか吟味が必要な処である。また、「拳家」という点についても、丸山氏系図をはじめ本人の履歴申立書以下、明らかに妻を娶り拳家蝦夷に赴任したとある。この時嗣子胤浩が同行したかどうかは不明であるが、逆に再度上洛した際には、胤浩は同道しているが妻は会津にいた。とにかくこの部分について徳田の言説は、誤解に基づく謬見である。

二

ところで、当時の日本人にとって、蝦夷という地域はどのような意味をもっていたのだろうか。

慶長四年（一五九九）、蝦夷地方の戦国大名だった蠣崎慶広は、徳川家康に臣従、姓を松前と改める。慶長五年家督を長男盛広に譲るが、実質的には慶広が家政を取り仕切っていた。慶長八年には江戸に参勤して百人扶持を得た。翌慶長九年（一六〇四）、家康から黒印制書を得てアイヌ交易の独占権を公認されている。江戸初期には蝦夷島主として客臣扱いだったというが、五代将軍徳川綱吉の頃には交代寄合として処遇され、享保四年（一七一九）からは一万石格の柳間詰めの大名となつた。これは米の収穫高を基準とした封建制度の下にあつた江戸幕府の体制の中で異例の扱いで、支配する地域も、松前藩が幕府に献上した地図には、藩領として樺太南部、千島列島が描かれていたが、それらはいずれもアイヌの現地人に聞いた知識に基づいた不確実なものであり、米の石高に寄らない特異な藩という位置づけになる。

元禄元年（一六八八）、水戸藩主徳川光圀は快風丸による蝦夷地探検を実施した。この船は特別に建造されたもので、海図、磁石、コンパス、天測機を備え六十餘人が乗組員として乗船していた。石狩地方を中心に四十日あまり付近を調査し、アイヌとの交易を行つた。石狩川流域では漂着して本土に帰る事の出来ず現地人と結婚した和人十数人に会つてている。快風丸が持ち帰つた資料は蝦夷地域研究の出発点となつた。

松前藩は、和人の移住の推進、現地人であるアイヌ人の支配強化等により、徐々に支配権を広げていったが、日本人の蝦夷認識の転換点になつたのが、天明二年（一七八二）に仙台藩医工藤平助が著した「赤蝦夷風説考」である。從来日本人にとっての蝦夷は、京都、あるいは江戸から見た最北端の辺境であり未開の地という意識のもとにあつ

た。赤蝦夷とはロシア人のことで、十八世紀前半から松前藩の支配地内で略奪行為をするなど目に余る被害が出ていた。そんな事態を明らかにしたことで、江戸幕府は、ここに初めて、北方からの外圧を意識させられることとなつた。以後幕府は、南下するロシアの勢力と対峙するため、蝦夷地の一部あるいは全部を松前藩から分離して直轄地とし、また旧に復するなどさまざまな方策を試行することになる。

幕府がロシアの脅威を直接感じた事件が文化三年（一八〇六）に発生した。ロシアの武装船が樺太のオフトマリ（大泊）やクシュンコタン（久春古丹）の日本人基地を襲撃して、物資を略奪し、倉庫に放火日本人を拉致し、翌年以降にも同様の事件が頻発、さらには商船を襲撃したロシア船が物資を略奪し船に放火する等、被害は甚大なものが

あつた。こうした事態に対処するため、翌年蝦夷地全体を直轄支配地とし、津軽、秋田、南部、庄内の各藩三千名に蝦夷地沿岸警備を命じ、さらに十一月には、仙台藩に函館、国後、択捉の警備を、会津藩に樺太、宗谷、利尻島、松前の警備を命じた。千六百名の会津藩兵は、文化五年一月から順次出発、各地に配備されたが、年内には全隊が会津に帰還している。この時期、ロシア軍はナポレオン軍と対戦しており、極東にまで手が回らなかつたことが幸いしたという。これに引き続き文化七年から十年間にわたつて会津藩は江戸湾近海の警備を命じられている。海外からの圧力を江戸幕府はまともに受けっていたのである。

蝦夷地の警備に手を焼いた幕府は、安政六年（一八五九）奥羽六藩に、蝦夷地あるいは漁場権益を分割配分した。この時会津藩は、東蝦夷地「ニシベツ」（現在の別海町西別地区）から西蝦夷地「サワキ」（現在の紋別郡雄武町沢木）に至るまでの「網走」を除く地域を与えられ、警備にあたる事となり、品川台場の警備を免ぜられている。会津藩は本營を「ニシベツ」（西別）に置き、分營を「シャリ」（斜里）「モンベツ」（紋別）に設けた。会津藩は、若年寄田中玄純を陣将

代として派遣して領内支配の整備をはかつたが、田中は文久二年七月（一八六二）任地の勇払（現苦小牧）において病歿した。（五十五歳）会津藩は所領内の各地に藩士の宿舎を建設しようとしたが、たまたま計画を実行し始めた文久二年閏八月、松平容保が京都守護職に任命されたため資金不足となり、規模の縮小中止を余儀なくされている。こうした経過を見ると分かるように、会津藩にとって蝦夷は新しい所領の一部であり、外国（ロシア）の圧力を直接受けているという点では、米・英・仏に開港を迫られている幕府（中央政府）と立場を同じくする重要な地域だったのである。

三

蝦夷地常詰奉行を命じられた神尾織部は、文久三年の年末現地に到着した。翌年夏から秋の末にかけて現地を巡回検分した彼は、慶応元年四月十七日、全島廻浦した結果の報告書を会津藩庁に提出した。この報告書は、「蝦夷地御处置方に付、全島廻浦見聞之上建議候に付、御評議之上御下知被仰越候こと……四月十七日」として、平成十二年三月一日発行された『会津若松市史・史料編II 幕末会津藩往復文書下巻』（早稲田大学図書館蔵『会津藩往復文書簡控』原本二十巻）の翻刻）に収録されている。

猶々子モ口領一円御持柵之儀治定不致内ハ全御人備も難相立儀ニ候得共 公辺之御評議如何相成候もの歟、今以箱館奉行所ヘハ何等之御吟味も不申參哉ニ候間、際限も無之事ニ而御費筋ニも相成候間、旁ニ付先以本文之通及了簡申進候儀ニ候、猶右之通人数減略ニも相至候上ニハ、追々運上之出物も増し可申哉与、其筋へ内密壱ヶ年出納差引調申付置候間、調上之上余分有之節ハ多少ニよらす、京地御用途之端ニも致度事ニ候間、此段ハ追而申遣ニ而可有之候

一物頭并外様士始末々迄江戸会津ニ罷在候蝦夷地常詰之面々、不殘勝手被仰付可然旨去ル亥十二月中、爰元密事御用所ヨリ其表同所へ為及通達候所、廻浦済懃容人備相立候節之吟味ニ而可然旨挨拶ニ相成居候間、此段本文之通人備相立候ニ付而ハ、右之者共此節不残会津勝手被仰付候様ニと存候、以上以手紙致啓達候、拙者儀去々亥年中当地へ引越罷下候得共、年末故御領分順島も不相成見聞も不遂事ニ候間、御入備を始御所置方先以差控、去夏中發當全島廻浦いたし段々見聞を遂、季秋帰當いたし役々逆も兼而見聞ニ及置候事ニ候へハ、御所置方見込相尋篤与衆議を得承候所、皆以少々之違ハ有之候得共、大同小異約ル主意人數減略いたし運上金丈ヶを以、爰元取賄可然旨之吟味ニ有之、猶厚及了簡候所、元來蝦夷地之儀汎寒之地ニ而米穀不毛漁業專ら之土地なれハ、先運上金を以租稅ニ當候外無之、開墾之儀御領分中文化之頃ヨリハ相開氣候も相直候哉ニ相聞候間、追年土地開候上ニハ如何可有之哉、当分ハ暑中たり共不時之冷氣を催し熟作之上ヘハ不相至儀ニ而、先以見込無之、中々一旦ニ行届候事共不相見、乍去 公辺被 仰出を始厚 御尊慮も有之候事ニ而 御主意遵行いたし精々尽力開國ニ相成候哉之所を基本とし、夫々所置可致儀勿論ニ候得共、先漁獵引立候歟、押上 上之御物入を不待金主も多く附候而精も入易キ事ニ候間、第一ニ新場を開追々ニハ開墾も為試物産を増し、往々 御主意十分ニ行届候様漸を以取立候外有之間敷、且御警衛之儀も諸夷接境之場所なれハ御大切成義ニ候得共、御領分之海岸乃至百里余有之五百ヤ千之人數被差渡候共、御警衛全備致候段ニも至リ申間敷、尤内地よりハ数百里懸隔絶域之寒土ニ而、諸作不実魚類之外日用之食料衣服器財等其余雜々ニ至迄、合式内地ヨリ荒海之波涛を越し渡す事なれハ、兼而も諸色高直ニ有之、加之近來列国一躰之事ながら当地ハ別而物価沸騰致、

諸色共ニ御國元ヨリハ四五倍ニも相成候哉ニ相聞、所詮多人數差置候而ハ御國元ヨリ入用不足丈相廻事ニ相成、次第二國力疲弊ニも及永く取続キ兼候段ニ相至り可申、右故諸家ニ而も追々人數を減候哉之所、京地騒乱以後ハ益一変致、御警衛持之家々すら人數引揚候振合与相聞 御家之儀京都 御在職中ハ御警衛御勤無之候ニ付而ハ、時勢ニ隨ひ当今無益之人數被差置候ニも及間敷、尤平山謙次郎殿内話ニも人數減略被致候共、決而御不都合ニ響候儀ハ無之趣之内教も有之、追而之模様ニより如何様之御所置ニ被成替候共、當分武役ハ被相廢治官之役々計ニいたし、打詰之人高ニ而間を合御領分爰元詰共別帳一ノ印之通ニ被成替候ハ、差支之向々ハ加役等申付、諸附人飛脚等之類不足之節ハ水主召仕繰合間合候様致度儀ニ候、且 御守護職中ハ御警衛向も御免被成置候得共、万々一永キ間ニハ 御転職ニ相成間敷儀ニ無之、其節ハ北地ハ勿論アハシリ 松前 函館等之御警衛以前之通被為蒙 仰候ニ而可有之、猶其節之人數配り無之候而も相成間敷与為及吟味候所、北地之外三ヶ所之儀ハ諸家之助合被仰付置候位之事ニ而、右之為人數別段ニ御備被置候儀ニも不相見諸家共ニ同様之儀与相聞候間、此地へ先年打越候丈ニ差積候得ハ、別帳ニノ印之通ニ而此度之人備を以可也間合可申哉、若配當不足ニも相至候節ハ、御國元子弟之内なり五六人も御下相成候へハ可然儀与存候、依而ハ爰元人備配當之残永く差置候も御費成儀、尤此節京都表へ多分之人數為差登被置御人不足ニ可有之候へハ、何レ之向へ被召仕候而も御調法ニも可相成、旁急ニ見込之通被仰付可然、其餘役人向當時之詰合ニ而難縁合、役々別帳ニ顯候通ニ候間、至急ニ被差下候様ニと存候、右ニ付而ハ本營之儀も是又委曲別書ニ致建議及御談候間、一向御取組猶厚御評議之上思召も無之候ハ、御伺之上 御下知被仰越候様ニと存候、別帳壹冊遣之候、以上

四月十七日

神尾織部

これを受けた藩庁では、

神尾織部儀去夏蝦夷地御領分始全嶋廻浦、今般御所置方之儀本書之通申越候ニ付及評議候所、申越候都詰置趣、彼地元来汎寒之地ニ而、米穀不毛漁業専らニ而右之運上金を租税ニ当候外無之、開墾之儀中々以一旦ニ行届候事とも不相見、本營取建場所之儀御領分を差置客土へ取建候筋ハ無之様相見候得共、御領分之儀ハ箱館ヨリ武百里外、殊ニ風土も違澗陰汎寒老若堪兼候患有之、且箱館御奉行所へ伺御達物等始品々支之筋も相見候間、本營ハ箱館へ取建御人備之儀別帳壹ノ印之通、上下之人員合而九十六人被差置候調ニ相見、其中御領分詰ハ纏ニ而多く箱館詰ニ有之、去々春樋口源治登京之上蝦夷地御返上之儀ハ直ニ細々申上、品々御沙汰之御旨も被為在、猶又同人見込をも相尋候上皆共手元ニ而も厚評議を凝し、京都御勤役中ハ治官之役々而已纏之御人数被差置可然哉与評議之次第取組相伺候所思召不被成御座、長官之者差置 御當職中蝦夷地御人配り不被為及候ニ付、少人数差置候旨 公辺ヘ御届被置可然との 御沙汰ニ付 源治儀罷下夫々手を御候積之所、織部彼之地詰被仰付置源治儀辞職願申上被任願、御人配等之儀も先夫而已ニ相成居候儀ニ候所、織部儀実地見分之上ニも汎寒之地ニ而老若住居難相成、本當箱館へ取建候与申ニ而ハ、当分之所中々以開墾等可行届儀ニも不相見、運上金取立而已位之事ニ而為差勤方も無之ニ、御領分とも遠く客土へ多人数可被差置筋とも不相見、且又御相持之御三家ハ北地御警衛御持からミニ而すら、事変後追々人数引揚、元を固候都合ニ相聞、其下箱館御奉行所ニ而も此節柄御人数減略、決而御不都合ニ響候儀ハ無之旨被申聞候儀ニ候所、織部取調之儀ハ必竟彼地ニ重役詰合罷在候所を基本与致候故、自然其役々不備候而ハ不相成手重ニ馳候儀ニ有之、此節柄多く之御地の經營方針の根幹に関わる提言がなされている。

四

これを受けた藩庁では、
神尾織部儀去夏蝦夷地御領分始全嶋廻浦、今般御所置方之儀本書之通申越候ニ付及評議候所、申越候都詰置趣、彼地元来汎寒之地ニ而、米穀不毛漁業専らニ而右之運上金を租税ニ当候外無之、開

墾之儀中々以一旦ニ行届候事とも不相見、本營取建場所之儀御領分を差置客土へ取建候筋ハ無之様相見候得共、御領分之儀ハ箱館ヨリ武百里外、殊ニ風土も違澗陰汎寒老若堪兼候患有之、且箱館御奉行所へ伺御達物等始品々支之筋も相見候間、本營ハ箱館へ取建御人備之儀別帳壹ノ印之通、上下之人員合而九十六人被差置候調ニ相見、其中御領分詰ハ纏ニ而多く箱館詰ニ有之、去々春樋口源治登京之上蝦夷地御返上之儀ハ直ニ細々申上、品々御沙汰之御旨も被為在、猶又同人見込をも相尋候上皆共手元ニ而も厚評議を凝し、京都御勤役中ハ治官之役々而已纏之御人数被差置可然哉与評議之次第取組相伺候所思召不被成御座、長官之者差置 御當職中蝦夷地御人配り不被為及候ニ付、少人数差置候旨 公辺ヘ御届被置可然との 御沙汰ニ付 源治儀罷下夫々手を御候積之所、織部彼之地詰被仰付置源治儀辞職願申上被任願、御人配等之儀も先夫而已ニ相成居候儀ニ候所、織部儀実地見分之上ニも汎寒之地ニ而老若住居難相成、本當箱館へ取建候与申ニ而ハ、当分之所中々以開墾等可行届儀ニも不相見、運上金取立而已位之事ニ而為差勤方も無之ニ、御領分とも遠く客土へ多人数可被差置筋とも不相見、且又御相持之御三家ハ北地御警衛御持からミニ而すら、事変後追々人数引揚、元を固候都合ニ相聞、其下箱館御奉行所ニ而も此節柄御人数減略、決而御不都合ニ響候儀ハ無之旨被申聞候儀ニ候所、織部取調之儀ハ必竟彼地ニ重役詰合罷在候所を基本与致候故、自然其役々不備候而ハ不相成手重ニ馳候儀ニ有之、此節柄多く之御地の經營方針の根幹に関わる提言がなされている。

人備ハ無詮儀ニ候間源治取調置候調へも懸合別紙原案之通、治官

之役々而已被差置可然哉与申談候、別意無之候ハ、被達 御聴御

下知可被申越候、答之節別紙可被相返候

但本文之通被 仰出候ハ、公辺御届振去々春中ハ本文之通

御在京中治官之役々而已被差置候次第、一ト通御届被置可然と

の思召ニ候所、御模様次第今ニも御引揚之御含も被為在候ニ付

而ハ 御在京中との御届ハ追而之障も相見候間、時勢変遷今ニ

も不時変致來も難計、御國之守さへも全く不被為行届次第二而、

奥羽御藩鎮之御主意も不相立不安至極之此節ニ候間、右等之趣

取組振能御届取計方も可有之哉、猶御内用懸りをも被相尋宜被

取計候事

五月廿六日

とその対応策を協議、北方警備という幕府の方針がらみなので、幕府の方針に逆らわないようによつて配慮のもとで、具体的な人員配置の方針を策定したという五月二十六日付けの報告が藩公の滞在する京都に届いた。

五

これを受け京都では、閏五月三日、慎重に審議して藩公の裁可を受け、人員配備計画の草案を作つた。

蝦夷地御人備之儀ニ付、本書之通戸切地ヨリ申来候由ニ而会津ヨリ付札之通申来候、猶各評議之上被達 御聴御下知可被申越候、

別紙草案別帳共ニ答之節可被相返候

但本文之通被 仰出候ハ、公辺御届方之儀猶御内用懸をも相

尋候上取計候ニ而可有之候

一本文御人備ニ付、蝦夷地常詰之面々不残会津勝手被仰付候儀、爰元ニ罷在候面々御人減吟味ニ付、当二月九日不残申聞候、此段

為心得申遣候事

壬五月三日

戸切地から申してきたというのは、神尾織部の報告である。これを受けての具体案については、幕府の意向にも注意した上で実行に移すべきだという。これを受けて作られたのが以下のような人選である。

ただしこの件のような多人数の人減らしについては届け出だけでよいのかどうか藩公が懸念しているので、もし願い出という形になるのであれば再度吟味し評議の結果を報告してほしいという六月二十八日付の注意書きが付されている。

紙面別紙端書付札之趣得其意、別意無之ニ付達 御聴候所言上之通被 仰出候、其表之儀宜被取計候、別紙別帳相返候

但本文同之節右躰多人数減候ニ付而ハ御届ニ而相済候儀ニ可有

之哉と 御沙汰有之ニ付、右ハ御内用懸をも相尋候上、取計ニ而可有之旨申上置候間、聞繕方被申聞候儀宜被取計、若御願之上ならてハ不相成御振合ニも候ハ、猶又吟味評議之上被申越候様存候事

六月廿八日

この草案には、神尾織部の提案に基づいて現任の蝦夷詰役人を全て解任した上で、

蝦夷地常詰

郡奉行御普請奉行

御船奉行兼務

常上下格

貳百拾石
内三拾石御役料

相馬直登

右ハ御振合被転候ニ付、当務兼務之役御聞番勤をもいたし、被地之儀凡而主立相勤、事在節ハ物頭勤致候様

但受負人始末方之儀凡而是迄相勤候者之形を以郡方ニ而相任候

様と、蝦夷奉行に相馬直登をあてるのをはじめ、士分十五名の叙任辞令案以下、足輕雇い人の配置など細かな仕様が記されている。その中に代官として

同御用所附人（同）は、蝦夷地常詰のこと。

席御近習二ノ寄合 拾七石武人扶持 内式石御役料 齋藤俊治

右ハ同断持席ニ而御代官被仰付、御役料武石只今迄通被下候旨

同儒者見習并筆談御用 弥三右衛門叔父 五両三人扶持 南摩八之丞

右ハ同断、御代官御雇勤被仰付、是迄精出相勤候ニ付、年始 御着城御規式之節、御近習一ノ寄合席ニ而 御目見被 仰付候旨

同御代官御雇勤 五両三人扶持 佐多蔵弟 柴守三

右ハ是迄之通被居置候旨

公用方勤

席近習一ノ寄合

七両四人扶持

秋月悌次郎郎 一式両式分御役料

右ハ持席ニ而暫之内蝦夷地常詰御代官被仰付格別ニ下ヶ札

悌次郎儀先便会津勝手無役被仰付可然哉之談申遣置候所、同人儀兼而蝦夷地へ急用戻候者之由相聞候ニ付、本文之通申談候義ニ候事と、いう四名があげられている。

代官が置かれたのは、戸切地、シヘツ、シャリ、モンヘツの四カ所で、代官以下役人は、この地名順に、戸切地詰のものは、シヘツヘ、シヘツ詰のものはシャリヘというふうに一年ごとの異動するというルールが示されているなど、蝦夷地經營に細かな配慮をしていることが知られる。

平時であればおそらく新領地の經營は、藩をあげての一大事業となつていたに違いない。京都守護職に任命された藩公以下、当時の会津藩は政局に関わる京都での対応に手いっぱいだった。そんな中で、新領地の蝦夷への派遣人員を削減しながら經營にも力を注がなければならなかつた藩の事情がこれを見るとよく分かつてくるのである。この時代官に指名されている四名の中に、南摩八之丞（綱紀）の名が見える。彼は昌平黌に学び、さらに洋学を修めて藩校日新館教授を務めていた。悌次郎の先に諸国漫遊の経験もある。少数精銳の人選は蝦夷における外国人との対応をも視野に入れたものだったということが出来る。

月悌次郎」（「会津史談」第九十号所収）で論じたとおり、文久の政変から禁門の変に至る時期に、長州系過激派の襲撃から彼を守る措置として、一時帰郷させた（名目上は、「母を養うため」という、いわゆる一身上の都合としたことで、後にいろいろ彼の資質に対する疑念を生ずる原因になった。）ところで、彼の理解者横山主税が亡くなり、公用方復帰が立ち消えになったことにより、彼の処遇が宙に浮いていた所から出てきたものであった。悌次郎は、対外的な問題についての知識が豊富で、行動力もある。付札に「同人儀兼而蝦夷地へ急用戻候者之由相聞候」とある所を見れば、彼は、国元在留中に新領蝦夷の検分に出掛けていったのかも知れない。たまたま国元在留を命じられている彼を蝦夷に派遣すれば、一石二鳥の効果がある。

京都答付札の趣きその意を得候。同人噂、蝦夷地御人備え申し越され候趣きを以て、御聴きに達し、委曲別書答に申し遣し候につき、一二に能はず候事

六月

こうして、悌次郎を蝦夷地代官にするという方針が決まった。一年にわたって続いた悌次郎の扱い方を巡る国元、江戸、京都の藩老間にやりとりがここでようやく終わつたのである。会津藩庁にとって、切迫する国際情勢、特に蝦夷地警備という観点から見た場合、国内情勢に明るく、幕府の命を受け、攝海警備のために防禦拠点を構築する工事にたずさわっていた悌次郎は、うつてつけの人材だったのである。だが、この時悌次郎がこの人事をどのような気持ちで受け止めたかは、また別の問題である。

蝦夷地における悌次郎の代官としての勤務がどのようなものだったか、生活はどのようなものだったかについての記録は今の所何も残さ

れていない。ただ、『鎮西余響』所収「秋月先生略伝」には、冒頭に掲げた「七月任蝦夷代官、時年四十二、始娶妻、乃舉家移于西蝦夷舍利、」ということばに統いて
先生自誓曰、不大拓蝦夷、則不復帰、自此、設漁場、又開土地自種雜穀及蔬菜、始知其可開拓、意甚樂。
という一節がある。蝦夷地勤務を命じられた彼が、この時、蝦夷の地をみごとに開拓出来なければ帰國しないと誓い、以後漁場を設け土地を開拓したり、種々の雜穀や蔬菜の種を蒔いたりして、開拓が可能なことを知つて楽しかったというのである。

慶応三年悌次郎が斜里から上洛する途中、仙台の岡鹿門を訪問して、玉虫左太夫等と会談したおり彼が蝦夷の居留地について話したことが、岡鹿門の『在臆話記』に記されている。

高津翁終北録ニ見得タル宗谷ノ代官ハ、此ノ秋月也。先使「入入レ興。此時ハ、蝦夷始メ（テ）開ケ、舍兄伊藤公、姉婿黒沢君、監察ニテ往キ成ル。秋月ノ書生談程不明快。其言ニ、宗谷ノ問屋ハ、東海道宿駅諸侯ノ本陣ヨリ幾倍ノ壯構。新任代官ノ為メトテ、箱プロノ浴槽ヲ新製待受ケタルニ、此時窮冬極寒、箱風呂ノ四隅ハ烈火モ無功ニテ依然冷水。斗樽ノ上國酒、水分ハ皆氷凍、中心ノ純乎酒分ノミハ不レ凍、其芳烈ハ劍菱、正宗ニ勝ル。宗谷ハ、唐太ニ面スル最北ト（ナレバ）、我藩支配地ノ千歳、根室以東南面トハ、溫度ノ相違、左モアルベシ。

鹿門の兄伊藤と姉婿の黒沢という人物が、たまたま仙台藩領となつた蝦夷地に赴任していたのだが、悌次郎の話は兄や義兄の話より明快だったというのである。宗谷の問屋は東海道の宿駅の本陣より立派だとか、現地で新任の代官のため箱風呂を新調してくれたが、嚴寒の時入浴すると、どんなに熱しても箱の周辺は水のままだったとか、西国産の日本酒を持ち込むと、水分が凍つてアルコール純度の高い銘酒に

なっているとか、俗耳に馴染みやすい話題で、面白おかしく人を惹きつける梯次郎の語りぶりを彷彿とさせる。岡は、その話しを聞いて、これはそれぞれの藩の支配地域が違うからだろうと納得している。文中に出てくる『終北録』は、安政四年（一八五七）上梓されたもので、梯次郎の蝦夷代官在任時とは時代が会わない。岡の記憶間違いである。この対談の時には梯次郎が手代木直右衛門と同道していたとあるが、明らかにこれは間違いである。『終北録』の著者高津平蔵は、梯次郎の師の一人で、十五歳の時梯次郎が作詩を見せた所、こんなものを作るのは早すぎると斥け、後々も梯次郎を認めず、公用方採用に異をとなえて梯次郎失脚の遠因を作った人物として知られている。それはともかく、彼は蝦夷在任中の本務とは関係ないエピソードで聞き手を楽しませていることが分かる。

九
『韋軒遺稿』中に明治二十三年四月、彼が執筆した「刀史」という文章が収録されている。その中の第一「枕城刀」中に次のような記事がある。

慶應元年乙丑 袂為西蝦夷斜里代官。斜里距京都六百余里。北溟無際。鯨鯢出沒。到處荒山深谷。為熊羆巢窟。土人猶或為其所害。余初危懼焉。明年巡視地方。途有一大熊与六熊。前後來逼。如將逞噬攫者。事出不意。余急拔刀大声叱之。蝦夫擬以砲。屬吏番人持以刀或鎌。遂能却之。

此時蝦夫能志計於滿以善砲隨。曰僕雖屢入深山。未嘗見熊羆之群集如此。蓋前年東蝦久寿里山中有野燒。至今年五月火尚未滅。故其地方野獸相率來求食耳。

貶せられて、という書き出しに、彼の思いが凝縮しているが、斜里在任を彼がどのように見ていたのかがよく分かる。彼は言う。

斜里というところは、京都をさること六百余里、北海の果てで鯨が遊泳している。到る処荒山深谷があり、熊羆の巣窟になっているため、原住民が被害に遭っている。大変な所だと思つていたが翌年巡見中に、突然七頭の熊の群れに遭遇した。前後から迫り、噛みつき掴みかかるうちが刀や鎌で抵抗したので、熊は退散した。この時アイヌ人が言うのは、アイヌ人のことであろう。アイヌ人が鉄砲を構え、部下の役人ははきつと前年のクシリ山中の野焼きが、今年五月になつても収まつていなため野獸がえさを求めてここまで来たのだろうと。

巡視中の突発的なエピソードを、携行していた刀に即して描き出しているので、興味深いことはたしかだが、蝦夷地についての基本的認識はどのようなものだったか、赴任にどのような抱負をもつたのか、代官所での仕事の内容、日常的な生活にはどのようなものだったのか、そうした記録はどこにも見られない。八の冒頭に記した「秋月先生略伝」には、開拓の抱負を胸に蝦夷に来て、日々の作業を楽しんだというように読み取れるが、どういう漁場を開いたのか、その時にはどのような苦労があったのかあるいはどんな野菜を育てようとしたのか、具体的には何も記されていない。後世、学生向けに語った履歴として見るべきで、そういう気持ちがあつたことは否めないとしても、事実は、彼には、蝦夷地は彼に不釣り合いな所、自分が本来あるべき所ではない場所、そこに自分がいるという意識、すなわち「貶」という被害者意識しかなかつたのである。しかし、だからといってあくまで天皇を敬いながら幕府の方針に従うという彼の姿勢からして、彼には脱藩していわゆる志士の群れに身を投じるという選択肢はあり得なかつた。

『韋軒遺稿』中には、蝦夷在任中「慶応乙丑」（元年・一八六五）

に作られた詩が二編ある。

九月入蝦。

九月、蝦に入る。

漁獵為生不識秋。

漁獵生を為して、秋を識らず。

蜻蜓洲外一蜻洲。

蜻蜓洲外の一蜻洲。

回頭郷里壹言遠。

頭を回らせば郷里^{あに}遠しと言はん。

隔海青山即奥州。

海を隔てて青山、即ち奥州。

九月、蝦夷に到着した。

漁獵を生業として入るので、秋の穫り入れはない。

ここは日本列島の外にある、日本。

振り返れば、ふるさと会津はそれほど遠くはない。

海の向こうに見える山は、奥州の大地だ。

余以文久二年参京都
守護政務。慶応元年
移令于蝦夷舍利。

余、文久二年を以て、京都守護の政務
に參ず。慶応元年、蝦夷の舍利に移る
病中所得。

京洛、斯の時まさに謀を献すべし。
病中得る所。

京洛斯時合獻謀。
謫居臥病北蝦洲。

死埋枯骨還非惡。

唐太以南皆帝州。

私は、文久二年、京都守護職となつた藩主に従つて、その政務に参

画した。慶応元年蝦夷の斜里に異動の命が下つた。そこで病に冒された時の作。

今ごろ京都にいれば、はかりごとを信じてことだらう。
だが、自分はとがめを受けて、北蝦夷に引き籠もつてゐる。

死んでこの地に骨を埋めるのも悪くはない。

何と云つても唐太以南は、皆日本だから…。

前者は、初めて函館辺りだらうか蝦夷の地を踏んだ時の作、次は、

赴任先の斜里で病気になつた時の作といえようか。初めて蝦夷の地を踏んだ時の感慨は、ここも日本だという安心感がある。だが、病中所作になると、思い出すのは京都の生活、死を実感しての諦観が漂つてゐる。彼の心中にあるのは、「貶」せられて今ここにいるという意識のみである。『韋軒遺稿』中に見られる彼の蝦夷地の生活を歌つた詩はこの二作しかない。

十一

同じ時蝦夷に派遣された南摩八之丞の辞令は、前書きに
同儒者見習并筆談御用（同は、蝦夷地常詰のこと。）

弥三右衛門叔父

五両三人扶持

とあり、その上で

右ハ同断、御代官御雇勤被仰付、是迄精出相勤候ニ付、年始 御
着城御規式之節、御近習一ノ寄合席ニ而 御目見被 仰付候旨

という添え書きが付いている。「弥三右衛門叔父」とあることで分かるように、彼も悌次郎と同じ諸生身分であるが、これによると彼は、神尾織部の巡回以前から蝦夷地で儒者見習いのまま筆談御用を務めていたことが分かる。おそらく通詞としての職務だったと思われる。今回改めて彼は代官に任命されたのだろう。彼の遺稿集である『還碧楼

遺稿』の土屋弘の手による「南摩羽峯先生伝」によれば、彼は文久二年ロシアに備えるため藩命に依り兵を率いて樺太に赴き、衛戍の任務を解かれた後に代官に任じられる。蝦夷在任中は、現地で藩士子弟の教育にあたつてゐる。この点については、会津藩出身者として最初の

海軍中将となつた角田秀松が証言している。『伝』の記事を証明していると云えよう。さらに彼は、

毎暇巡各村。聚土民諭以我建国之体制、皇祖列聖之懿德忠孝彝倫之大道及歴代史乘之概要。因編一書。訳以蝦語。諄諄訓誨。標別總乙名曰五郎右衛門。年七十余。來聽之。感嘆我輩土人未知吾邦之貴。今而知之。公之賜也。服膺訓諭。莫敢或渝矣。總乙名謂酋長也。

暇のある時には領内の村々に出掛けて、現住民を撫育し教化を施した。日本の建国以来の歴史を語り、道徳を説き、それらの内容をアイヌ語に翻訳して教え諭したのである。この時南摩の教えを受けた標別の酋長五郎右衛門は、七十歳を超えていたが、彼の教えを受けて、日本の国の価値を知ったと感動して語った。

十二

『伝』に書かれている蝦夷地での南摩の行動は、彼が如何に職務に誠実に対処したかをはつきり示している。南摩は与えられた場で、国際情勢を彼なりに理解して、自分の持てる力を現地の人たちのために發揮したのだ。彼にとっては、任地は治める場というばかりではなく、彼の天職ともいえる教育を施す場にもなっていたのだ。ロシアの南下政策による蛮行を防ぐために、直接武力で対決するわけではなく、回り道のようだが現地人を教化することによって深い所で同調者を作ることにもつながる。

これに対して、同じように蝦夷地の代官に任命された悌次郎の場合には、先にも見たようにまるで異なる。会津藩にとって、新たに版図となつた蝦夷の地に文系の人材を投入するという方策が立てられた時、彼が蝦夷に派遣される可能性は十分にあつたのだ。その際、彼が虚心に運命を受け入れていたとしたら、蝦夷における彼の仕事ぶりは、ま

た違つたものになつていたかも知れない。だが悌次郎にとつてもっとも緊急の課題は、いうまでもなく京都守護職を務める藩主のもとでの公用方としての職務を全うすることであつた。藩内の評価のもつれから、公用方への復帰の道を閉ざされたことは、たしかに彼にとつて不幸なことであつた。彼が如何に貴重な存在であつたかは、着任一年足らずで、緊急に京都に呼び戻さなければならなくなつたという会津藩の窮状を見ればよく分かる。京都における問題解決を一途に指向する彼の思いからすれば、任命のいきさつからも新たな境遇は左遷されたためであることは間違いない。悶々の思いで任地での職務を果たしていた彼に、上洛を求める飛書が届いたのは、慶応二年十一月のことだつた。『韋軒遺稿』には、先の二作に統いて次の詩が掲載されている。

慶応二年十二月。自

京都飛書徵予。至舍

麻尼則歲已盡。丁卯

春日。久寿里途中作。

予を徵す。舍麻尼に至れば則ち歲已

慶応三年春、久寿里への途

に尽く。

慶応三年春、久寿里への飛書、

予を徵す。舍麻尼に至れば則ち歲已

慶応二年十二月、京都よりの飛書、

予を徵す。舍麻尼に至れば則ち歲已

慶応二年十二月。自

京都飛書徵予。至舍

麻尼則歲已盡。丁卯

春日。久寿里途中作。

中作。

五寒墮指雪為層。

五寒指を墮し、雪は層を為す。

聞說吏人過未曾。

聞くならく、吏人未かつて過せずと。

苦絕斯行亦奇絕。

苦絶の斯の行は、亦奇絶なり。

春風跨馬涉堅冰。

春風馬に跨りて、堅冰を涉る。

慶応二年十二月、京都から至急上洛せよとの急報が届いた。翌春、

久寿里（釧路）への途中で作る。

激しい寒さは、指を凍傷にするほどで、雪が層をなして積もつてゐる。

ここはいまだかつて、役人も通つたことはないときく。

言語に絶するこの旅は、奇なることこの上もない。

年明けの風の吹きすさぶ中、馬に乗つて堅い氷の上をわたる。斜里から舍麻尼（様似）を経て久寿里（釧路）に至るルートは、冬の間は交通の途絶する所である。それを敢えて出発したということで、

悌次郎の心の高ぶりがよく分かる。彼が京都に到着したのは慶応三年三月、彼を徵する飛書が発せられる以前の七月には、將軍家茂が亡くなり、彼が上洛の途につこうとする十二月には、孝明天皇がなくなっている。すでに京都の情勢は、彼の思いを超えた所で動き出していた。彼は四十四歳になっていた。ちなみに南摩八之丞は、『還碧樓遺稿』の土屋弘の「南摩羽峯先生伝」によれば、

慶応三年。任満而帰。八月赴京都。為藩邸学職。

とある。慶応三年任務を全うして会津に帰り、八月には京都にのぼつて会津藩の学職になるとある。藩邸に設けられた洋学校の校長になつたのである。会津藩は、国内の政争のまゝただ中にあり、今度は改めて南摩の洋学が高く評価されたということであろう。この時期、人材が京都に結集していたのである。

この項了。

一〇一六年十一月十二日